

和水町水防計画書

熊本県 和水町

令和8年6月

目 次

第1章 総則

第1	水防計画の目的	2
第2	用語の定義	2
第3	水防の責任及び居住者の義務	3
第4	国土交通大臣が水防警報を行う河川	3
第5	重要水防区域	3
第6	町における水防機構	3

第2章 水防資材の備蓄配備及び土地使用

第1	備蓄資材	3
第2	水防用資材の収容計画	3
第3	水防に関する土地使用計画	4

第3章 気象予報・観測・通信連絡及び信号

第1	気象予警報	4
第2	雨量、水位の観測及び通報等	4
第3	雨量、水位の通報要領	4
第4	通信・連絡	5
第5	信号	6

第4章 水防活動

6

第5章 水防顛末

7

第6章 公用の負担

7

公用負担の証 様式 8

重要水防箇所評定基準 9

第1章 総 則

第1 水防計画の目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき、洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ)による水災を防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団並びに水防に必要な器具資材及び設備の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2 用語の定義

1 水防警報

国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川等で、洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

2 洪水予報河川

国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。

3 水位周知河川

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると、認めて指定した河川。

4 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位への到達に関する情報をいう。

5 水防団待機水位(通報水位)

水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう(水防法第12条第1項に規定される通報水位)。

6 氾濫注意水位(警戒水位)

河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう(水防法第12条第2項に規定される警戒水位)。

7 避難判断水位

氾濫注意水位を越える水位であって、高齢者等避難発令の目安となり、特に警戒にあたることを必要とする水位をいう。

8 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位であって、避難指示の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

9 重要水防箇所(重要水防区域)

河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所(区域)をいう。

10 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう(水防法第14条)。

第3 水防の責任及び居住者の義務

水防法第3条及び同法第24条により次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

1 町の責任

町は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。

2 居住者の義務

町長又は水防団長から要請があった場合は、直ちにこれに協力し水防に従事しなければならない。

第4 国土交通大臣が水防警報を行う河川

菊池川左岸和水町焼米から白石まで

菊池川右岸和水町江栗から白石まで

第5 重要水防区域

本町内の重要水防区域及び水防箇所は、別表危険箇所一覧表のとおりである。

第6 町における水防機構

水防法第10条の規定により気象台から気象予報の通知があり、又は熊本県水防本部から通知があつて水防の必要を認めたと時から洪水、内水の危険が解消するまでの間、次の分担により事務を処理する。

1 和水町役場内に水防本部(災害対策本部)をおき、その組織は和水町災害対策本部条例の定めるところによる。

2 分掌事務は、防災計画第1部一般災害対策編第1章第2節防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務に定めるところとする。

第2章 水防資材の備蓄配備及び土地使用

第1 備蓄資材

管理者	土のう袋	杭木	発電機	ロープ	チェンソー	スコップ	掛矢	投光器	一輪車	シート
和水町(中央公民館倉庫)	4,800	50	4	1	1	18	5	4	7	80
和水町(緑倉庫)	1,700	30	1	1		12	5	2	7	45
和水町(神尾倉庫)	2,300	50				10	5			35
和水町(春富倉庫)	2,100	100				3	2			30
合計	10,900	230	5	2	1	43	17	4	14	190

第2 水防用資材の収容計画

1 水防本部は、水防工事施工に当たって直ちに収容できるよう資材の収容可能数及び所有者を予め調査しておくこと。

2 個人所有の資材を使用したときは、破損の程度、消費の数量等により供用者に補償をなすものとする。

第3 水防に関する土地使用計画

- 1 個人の土地を使用して水防工事を施すべく予想される箇所においては、予め土地所有者に使用の打合せをして承認を得ておく。
- 2 緊急の場合に個人の土地を使用せねばならないときは、事後承認を得て使用することができる。
- 3 土地の使用に関し損害を与えたときは、原形復旧又は補償しなければならない。

第3章 気象予報・観測・通信連絡及び信号

第1 気象予警報

1 注意報

県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。(例 レベル2大雨注意報等)

2 警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。(例 レベル3大雨警報等)

第2 雨量、水位の観測及び通報等

- 1 水防本部は、気象予警報の通知を受けたときは、通信等によって速やかに情報の周知を図る。
- 2 雨量、水位の観測者は、気象予警報の通知を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知した時は、雨量水位を観測し、水防本部に通知する。
- 3 水防本部は、常に的確な気象状況の把握につとめる。

第3 雨量、水位の通報要領

1 雨量の通報

(1)雨量観測者は、下記の場合は直ちに通報しなければならない。

- ア. 特に通知を受けた場合及び気象注意報があったとき
- イ. その後、降雨終了まで6時間ごと
- ウ. 日雨量160mmまたは8時間110mm以上雨が降ったとき
- エ. 特に必要と認めるとき

(2)雨量観測所は次のとおりである。

位置	観測者	備考
和水町江田	和水町役場(建設課)	
和水町瀬川	菊池川河川事務所	
和水町板楠	和水町役場三加和支所(農林振興課)	
和水町板楠	菊池川河川事務所	旧緑小学校
和水町竈門	県砂防	
和水町上和仁	県砂防	

2 水位・雨量の確認等

(1)水位の確認は、次の場合には直ちに行う。

- ア. 特に通知したとき
- イ. 水防団待機水位(通報水位)に達したとき及びこれより水防団待機水位(通報水位)に下がるまで2時間毎の水位

ウ. 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき及びその後1時間毎の水位

エ. 水位に増減の激変がある場合や必要と認めるとき

(2)水位観測所及び通報者は次のとおりである。

河川名	位置	管理者	通報者
菊池川	和水町内田字石橋	菊池川河川事務所	第4分団第1部
菊池川	和水町江栗字城尾	菊池川河川事務所	第4分団第2部
菊池川	和水町下津原(菰田橋)	菊池川河川事務所	第3分団第3部
十町川	和水町中十町(塩井橋)	熊本県	第5分団第1部
十町川	和水町板楠(新江橋)	熊本県	第5分団第2部
十町川	和水町津田(津田橋)	熊本県	第6分団第3部
岩村川	和水町岩(岩村橋)	熊本県	第6分団第4部
和仁川	和水町西吉地(福田橋)	熊本県	第7分団第2部
和仁川	和水町大田黒	熊本県	第6分団第2部

(3)水位計

河川名	位置	管理者
菊池川	菰田橋	菊池川河川事務所
和仁川	松ヶ本橋	熊本県

(4)危機管理型水位計の設置場所

河川名	位置	管理者
菊池川	菰田第三排水樋管	菊池川河川事務所
菊池川	竈門大橋	菊池川河川事務所
菊池川	内藤橋	菊池川河川事務所
菊池川	松坂排水樋管	菊池川河川事務所
江田川	馬場橋	熊本県
日平川	畑上橋	熊本県
浦谷川	江田橋	熊本県
十町川	新江橋	熊本県
岩村川	岩村橋	熊本県

※危機管理型水位計とは、河川の水位が増水した時に自動的に作動し水位を観測する水位計。

第4 通信・連絡

- 1 水防本部は、雨量水位の確認をしたときは、情報判断のうえ、必要に応じ所要事項を関係各方面に通知する。
- 2 水防本部は、浸水想定区域内の要援護者関連施設、高齢者、乳幼児等が主に利用する施設等への洪水予報等は、該当施設に直接連絡する。
- 3 水防上必要な通信は、防災行政無線、電話及び公衆非常電話により連絡する。

第5 信号

熊本県水防信号規則の定めるところによる。

信号	区分	警鐘信号	サイレン信号			
第1信号	水防団待機水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	1点打	5秒	15秒	5秒	15秒
				休止		休止
第2信号	氾濫注意水位、水防団員全員が出動すべきことを知らせるもの	3点打	5秒	6秒	5秒	6秒
				休止		休止
第3信号	居住者が出動することを知らせるもの	4点打	10秒	5秒	10秒	5秒
				休止		休止
第4信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱打	1分	5秒	1分	5秒
				休止		休止

第4章 水防活動

1 水防活動の順序

- (1) 水防本部は気象台の注意報及び警報を、災害メール、県防災無線、ラジオ・テレビ、その他一般通信から受ける。
- (2) 水防本部は気象台の注意報を受けた場合、又は洪水、内水の危険を察知した場合は、第一段階として計画した人員を召集し、堤防監視及び警戒配置につくものとする。
- (3) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、又はその他必要と認めるときは、第二段階として計画した人員を配置につけるとともに器具資材を整備し、出動準備を整える。
- (4) 出動水防信号により居住者も出動する。また第4信号で居住者が避難する。
- (5) 水防団待機水位(通報水位)を下り、再度水位上昇のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

2 水防警戒の段階

第一段階 待機

水防団待機水位(通報水位)を越え、氾濫注意水位(警戒水位)に達すると予知されるときは、計画した人員を召集し、堤防の警戒配置につく。

第二段階 準備

氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、又は必要と認められるときは、計画した人員を配置につけるとともに器具資材を整備し出動準備を整える。(第1信号を発する)

第三段階 出動

氾濫注意水位(警戒水位)を越え危険と認めるときは、全員出動して水防活動を行う。

(第2信号・第3信号・第4信号を逐次発する)

第四段階 解除

水防団待機水位(通報水位)を下り再度水位上昇のおそれがなくなったとき、水防活動終了を通知する。

3 非常処理

- (1) 町長は、堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、他の水防団その他の応援を求めるなど第二段階の水防に必要な処理を講じ、被害を最小限度にとどめなければならない。
- (2) 町長は、危険が著しく切迫し、避難を必要と認めるとき、又は県知事の指示による避難通報を受けたときは予め定めた避難先、及び経路等を示した避難を指示しなければならない。

4 その他

- (1) 水防活動を終了し、氾濫注意水位(警戒水位)以下に水位が減少し、水防警戒の必要がなくなったときは、町長は、水防解除をなし住民に周知する。
- (2) 隣接水防管理団体から応援をもとめられたときは、予め定めた要員を残し、状況に応じた人員を派遣する。

第5章 水防顛末

水防を終結したときは、町長は下記の事項をとりまとめ、定められた様式により県玉名地域振興局に提出する。

- 1 堤防その他施設等の異常の有無
- 2 使用資材の種類及び員数その他の消耗分及び回収分
- 3 水防法第28条による負担下命の種類及び員数、価格
- 4 他管理団体の応援の状況
- 5 居住者の出動状況
- 6 警察援助状況
- 7 現場指導吏員氏名
- 8 立ち退き状況
- 9 水防関係者の死傷の有無
- 10 その他必要と認める事項
- 11 今後の水防につき考慮を要する点、その他の意見

第6章 公用の負担

- 1 水防法第28条に規定された権限を行使するものは、その身分を示す証明書、又その権限を委任された者は、委任証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。
- 2 水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、次のような証票を二通作成して、その一通を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、町長は時価により、その損失を補償するものとする。

※水防法 第28条

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

公 用 負 担 の 証

住所

氏名

物 件 数 量	負担内容(使用収容処分等)	期 間

年 月 日

命 令 者

氏 名

印

重要水防箇所評定基準

種別	重 要 度		
	A(水防上最も重要な区間)	B(水防上重要な区間)	要注意区間
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	漏水の履歴があるがその対策が未施工の箇所	漏水の履歴がありその対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生するおそれがある箇所です。所要の対策が未施工の箇所	
基礎地盤漏水	防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所